

沿岸広域振興局長告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年6月30日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1） 路線名 大船渡綾里三陸線
 - （2） 供用開始の区間 大船渡市三陸町越喜来字沖田51番2地先から字所通44番2地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成29年6月30日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成29年6月30日から同年7月31日まで
- 2（1） 路線名 大船渡広田陸前高田線
 - （2） 供用開始の区間 陸前高田市広田町字山田112番地先から字平畑98番4地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成29年6月30日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成29年6月30日から同年7月31日まで
- 3（1） 路線名 崎浜港線
 - （2） 供用開始の区間 大船渡市三陸町越喜来字前田33番1地先から字所通22番19地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成29年6月30日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成29年6月30日から同年7月31日まで